

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 3 月 18 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社野矢設備工業所**
 住所 **奈良市平松3丁目26番18号**
 代表者氏名 **野矢 明**
 電話番号 **0742-43-7655**
 FAX番号
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 二年 3月 18日

届出者

氏名又は名称 株式会社野矢設備工業所
住 所 奈良市平松3丁目26番18号
代表者氏名 代表取締役 野矢 明



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社野矢設備工業所		
住 所	奈良市平松3丁目26番18号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 野矢 明		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(3) 役員の名		野矢 信行	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 3 月 18 日

申請者

氏名又は名称 株式会社野矢設備工業所
住 所 奈良市平松3丁目26番18号
代表者氏名 代表取締役 野 矢 明



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市平松三丁目26番18号
株式会社野矢設備工業所

会社法人等番号	1500-01-001910	
商号	株式会社野矢設備工業所	
本店	奈良市菅野台7番25号	
	奈良市平松三丁目26番18号	平成3年8月1日移転
公告をする方法	大阪市に於て発行するサンケイ新聞に掲載して 為す	
会社成立の年月日	昭和42年4月3日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事請負業 2. とび土工工事請負業 3. 石工事請負業 4. 管工事請負業 5. 鋼構造物工事請負業 6. ほ装工事請負業 7. しゅんせつ工事請負業 8. 塗装工事請負業 9. 水道施設工事請負業 10. 前各号に付帯関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	20万株	平成19年4月28日変更
		平成19年5月10日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 10万株	平成19年5月1日変更
		平成19年5月10日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年5月1日登記	
資本金の額	金5000万円	平成19年5月1日変更
		平成19年5月10日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>野 矢 道 宏</u>	平成28年 9月12日重任
			平成28年 9月21日登記
	取締役	野 矢 道 宏	平成30年 9月30日重任
			平成30年10月 3日登記
	<u>取締役</u>	<u>野 矢 和 子</u>	平成28年 9月12日重任
			平成28年 9月21日登記
	取締役	野 矢 和 子	平成30年 9月30日重任
			平成30年10月 3日登記
	<u>取締役</u>	<u>野 矢 明</u>	平成28年 9月12日重任
			平成28年 9月21日登記
	取締役	野 矢 明	平成30年 9月30日重任
			平成30年10月 3日登記
	<u>取締役</u>	<u>山 中 孝</u>	平成28年 9月12日重任
			平成28年 9月21日登記
	取締役	山 中 孝	平成30年 9月30日重任
			平成30年10月 3日登記
<u>取締役</u>	<u>野 矢 信 行</u>	平成28年 9月12日重任	
		平成28年 9月21日登記	
取締役	野 矢 信 行	平成30年 9月30日重任	
		平成30年10月 3日登記	
	奈良市平松五丁目7番12号 <u>代表取締役</u>	<u>野 矢 明</u>	平成28年 9月12日重任
			平成28年 9月21日登記
	奈良市平松五丁目7番12号 代表取締役	野 矢 明	平成30年 9月30日重任
			平成30年10月 3日登記

奈良市平松三丁目26番18号
株式会社野矢設備工業所

	<u>監査役</u> <u>野矢武行</u>	平成28年 9月12日就任 ----- 平成28年 9月21日登記 ----- 平成30年 9月30日辞任 ----- 平成30年10月 3日登記
	監査役 野矢武行	平成30年 9月30日就任 ----- 平成30年10月 3日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月25日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 2月14日

奈良地方法務局

登記官

菊池寛之

